

見守り
新鮮情報

第152号

魚介類を扱う業者から**電話**があり、いきなり世間話のように「**今の時期何が食べたいか**」と聞かれた。思わず「カニかねえ」と答えたところ、**買うとは一言も言っていないのに、「今カニを送ったよ。もう返せないよ」と**言われた。驚いて「なぜ送るのか」と反論したが「今食べたいと

言ったじゃないか」と**怒鳴られた**。**代金引換の宅配便**で送ってくるらしい。業者名や電話番号を聞いたが「教える必要はない。品物が届けばわかる」と教えてもらえず、らちが明かないと思って電話を切ったところ、**またすぐ電話**があり「一方的に切ったな。**カニは送る**」と言われた。実際送られてきたらどうしたらよいか。(70歳代 女性)



カニの送りつけ商法に注意!

ひとこと
助言安易に
受け取らないで

見守るくん

- 突然カニ等魚介類の勧誘等の電話があり、「買うと言っていないのに商品が送られてきた」「断ったのに商品を送ると言われた」などという送りつけ商法の相談が後を絶ちません。
- 事例の他に、「認知症の父に毎週カニが送られてきて、その度に支払いをしてしまっている」「取引をしたことがある業者と勘違いさせられた上、強引に契約を迫られた」などといったケースもあります。
- 勧誘されても必要がなければきっぱりと断ることが大切です。
- 承諾していないのに一方的に商品が送りつけられて来ても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。業者の連絡先等が分からないことが多いため、商品を受け取り支払ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。